

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	31
契約番号	3農振財契第289号
件名	光合成速度測定装置の購入
納入場所	東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎 下圃場 基礎実験室
概要	○光合成速度測定装置 1台 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和3年8月31日(火)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
入札予定日時	令和3年6月21日(月) 午後2時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 セミナー室(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和3年6月2日(水)から令和3年6月9日(水)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)(郵送「可」、但し期間内必着)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和3・4年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 農林総合研究センター 園芸技術科 花き研究チーム 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0664

仕 様 書

- 1 件 名 光合成速度測定装置の購入
- 2 納入場所 東京都立川市富士見町3-8-1
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎
下圃場 基礎実験室
- 3 納入期限 令和3年8月31日
- 4 数 量 1台
- 5 規 格
 - (1) 非破壊的に野外において蒸散速度およびクロロフィル蛍光が測定できるとともに大気 CO₂ 濃度 (400ppm) 条件下において、赤外線分析計の炭酸ガス測定ノイズ が 0.1ppm 以下の精度で光合成・呼吸が測定できること。
 - (2) CO₂ が 0~3000ppm の範囲で測定可能であること。
 - (3) 結露防止機能 (アラート) が装備されていること。
 - (4) 測定範囲温度が 0℃~50℃であること。
 - (5) 本体機器の総重量が 10kg 以下であること。
 - (6) 予備バッテリーを含めて駆動時間が 8時間以上であること。
 - (7) チャンバー内葉温を直接計測し、外気温に対し±10℃で制御が可能であること。
 - (8) 最大の光合成測定面積が 9cm² 以上であること。
 - (9) クロロフィル蛍光とガス交換速度の同時測定が可能であること。
- 6 支払方法 検査完了後適正な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うこととする。
- 7 その他
 - (1) 運搬・設置・調整費用を含めて見積もること。
 - (2) 納品日を担当職員に連絡した上で納品すること。
 - (3) 納品後、機器の使用方法について説明すること。
 - (4) 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
 - (5) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、当財団と協議し決定すること。
 - (6) 環境により良い自動車の利用について
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年東京都条例第215号) 第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (平成4年法律第70号) の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、当該自動車の自動車検査証 (車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
 - (7) 本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。
 - (8) 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更が生じる可能性が発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限 (納入期限) の延長のための協議を行う。

この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注者間での協議を踏まえ適切に対応する。

8 担当

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター

園芸技術科花き研究チーム

TEL 042-528-0664